

広島県告示第三百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入の内容	委託をした日（委託期間）
株式会社ひろしま港湾管理センター	広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号	令和八年三月二六日	平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）で定める第一号の表の港湾施設（海田大橋を除く。）に係る使用料（通常使用料に限る。）	令和八年三月二六日（令和八年三月二六日）令和十一年三月三一日